

いいじゃん、あいち旅キャンペーン 同意確認書面（利用者用）

「いいじゃん、あいち旅キャンペーン」（以下、本事業）による支援金（旅行代金に対する「販売支援金」と「いいじゃんクーポン」）の給付を受けるためには、別に定める利用規約を始め、下記の内容に同意する必要があります。
内容をご確認の上、太枠線内のご記入及び同意署名欄に代表者様のご署名をお願い申し上げます。

1. 本人確認及び居住地確認

- ・ 宿泊チェックインの際（日帰り旅行の場合は、添乗員や出発地の幹旋員・係員等、日帰り旅行を企画・実施する加盟旅行事業者が定めた者）に「身分証明書」の提示が必要となります。
- ・ 提示ができなかった場合は、本事業の対象外となり支援金の給付は行われません。既に給付済みの場合は給付額の返還を求めます。
- ・ このことを事由にご旅行（宿泊）を取消又は変更される場合は、通常の取消料又は変更に係る費用が発生します。

2. 新型コロナウイルスワクチン接種歴又は検査結果の確認

- ・ ご旅行当日に、ワクチンが接種済（3回以上）又は宿泊開始日（日帰り旅行の場合は旅行出発時）において有効な検査結果（PCR検査および抗原定量検査は検体採取日+3日以内まで、抗原定性検査は検査日+1日以内までであること）が陰性であることを証明する必要があります。
- ・ 提示ができなかった場合は、本事業の対象外となり支援金の給付は行われません。既に給付済みの場合は給付額の返還を求めます。
- ・ このことを事由にご旅行（宿泊）を取消又は変更される場合は、通常の取消料又は変更に係る費用が発生します。

3. 本事業が停止又は中断となった場合の対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況等により本事業が停止又は中断となった場合は、既に予約済みのご旅行（宿泊）であっても本事業の対象外となり、支援金の給付は行われません。既に給付済みの場合は給付額の返還を求めます。
- ・ このことを事由にご旅行（宿泊）を取消又は変更される場合は、通常の取消料又は変更に係る費用が発生します。

4. 加盟宿泊施設が本事業の加盟登録を停止又は取消した場合の対応

- ・ ご旅行当日において、加盟登録停止又は加盟登録取消となっている加盟宿泊施設を利用する商品は、本事業の対象外となります。
- ・ この場合、予約・購入済みの商品であっても支援金の給付は行われず、既に給付済みの場合は利用者に給付金額の返還を求めます。
- ・ このことを事由にご旅行（宿泊）を取消又は変更される場合は、通常の取消料又は変更に係る費用が発生します。

5. 「いいじゃんクーポン」の管理と適正な利用

- ・ 「いいじゃんクーポン」の利用状況及び残額等は、自身の責任において確認、管理する必要があります。
- ・ 「いいじゃんクーポン」の不所持や提示漏れ、残額誤認等で期限内に利用できなかった場合を含め、その理由の如何に関わらず「いいじゃんクーポン」の残額が保障されることはありません。

6. 上記を含め、「いいじゃん、あいち旅キャンペーン利用規約」の記載事項全てを理解し、遵守すること。

■ 代表者

代表者氏名 (自署)	フリガナ		
住所	(〒) 都・道・府・県		
電話番号		泊 数	泊 日
旅行期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		

私(及び同行者)は、首記旅行の参加にあたり上記に記載している内容に同意します。

令和 年 月 日 代表者ご署名 _____

※ご記入いただいた個人情報は、本事業の補助金申請手続きに利用し、補助金の申請先である各自治体及び当該事業の事務局、その委託先を除く第三者に提供することはありません。